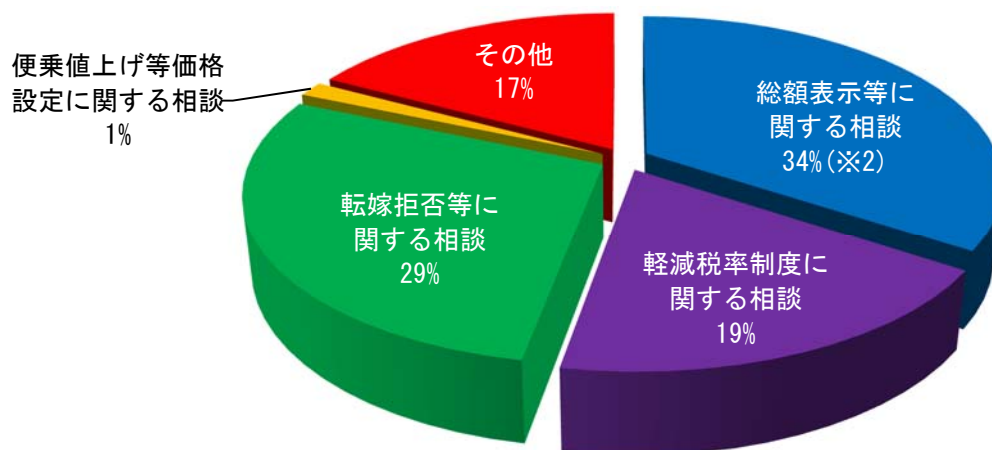


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 12 月(12/1～12/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

12 月の相談件数：電話 62 件、メール 8 件
【相談内容（全 70 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 事業者です。消費税率が 10%に引き上げられた際には、税込みの購入単価を変更することを考えていますが、課税事業者と免税事業者とで単価を変えることは、消費税の転嫁の観点から問題ないですか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったたき」として問題になります。

なお、免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払には、消費税相当額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者であることを理由に、特定事業者が免税事業者である取引先に対し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 4 件

※2 うち総額表示に関する相談が 21%、消費税一般に関する相談が 79%

Q. 消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為として、「買ったとき」と「減額」とがあるということですが、この2つは具体的にどう違うのですか。

A. 「買ったとき」とは、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることにより消費税の転嫁を拒否する行為です。

一方、「減額」とは、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減額して支払うことにより消費税の転嫁を拒否する行為です。

買ったときは、対価を決定する段階での転嫁拒否行為であるのに対し、減額は、対価を支払う段階での転嫁拒否行為となります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。飲食料品の自動販売機を屋外に設置しています。近くにベンチ等がある場合でも、自動販売機の商品は軽減税率の対象となりますか。

A. 自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから、近くにベンチ等があったとしても、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 饅頭を販売している事業者です。饅頭は個別売りで箱売りで販売しています。箱売りの代金は、「(饅頭の個別売りの単価) × (箱詰めされた饅頭の個数)」に箱代相当額を上乗せした金額としています。この場合も8%の軽減税率が適用されますか。

A. 箱売りの饅頭について、箱が饅頭の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その箱も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」となります。

なお、箱について、別途対価を定めている場合の箱の販売については「飲食料品の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610